

○介護老人保健施設芙蓉の丘使用料及び手数料条例

〔平成24年3月27日〕
〔条例第4号〕

改正 平成26年3月26日条例第1号

令和元年6月6日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、介護老人保健施設芙蓉の丘の使用に関する使用料及び手数料の徴収等について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料及び手数料の額)

第2条 使用料及び手数料の額は、居宅介護サービスにあつては介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条及び居宅介護サービス計画にあつては法第46条並びに施設介護サービスにあつては法第48条により算定した額とする。ただし、他の法令に特別の定めがある場合は、この限りではない。

2 前項以外の使用料及び手数料の額は、別表第1から別表第3までのおりとする。

3 前2項の規定により算定した額の合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料及び手数料の徴収)

第3条 使用料及び手数料は、法令に定めがあるもののほか、毎月の末日までの分を翌月の指定した期日までに徴収する。

(減免又は徴収猶予)

第4条 管理者は、必要と認めるときは、使用料及び手数料の減免又は徴収猶予をすることができる。

(債権の放棄)

第5条 管理者は、第2条に規定する使用料及び手数料に係る債権について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該債権の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 当該債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く）。

(2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び他の債権に優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと認められるとき。

(3) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがな

いとき。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

(5) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、管理者が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月6日条例第2号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第2条第2項関係）

介護保健施設サービス

種別	単位	金額	適用
特別室料	1日につき	550円	
居住費（個室）	1日につき	1,640円	
〃（多床室）	1日につき	500円	
食費	1日につき	1,860円	
日用品費	1日につき	200円	
その他のもの		管理者が別に定める額	

別表第2（第2条第2項関係）

短期入所療養サービス

種別	単位	金額	適用
特別室料	1日につき	550円	
居住費（個室）	1日につき	1,640円	
〃（多床室）	1日につき	500円	
食費	朝	520円	
	昼	720円	
	夕	620円	
日用品費	1日につき	200円	
その他のもの		管理者が別に定める額	

別表第3（第2条第2項関係）

通所リハビリテーションサービス

種別	単位	金額	適用
食費	1日につき	720円	
日用品費	1日につき	60円	
その他のもの		管理者が別に定める額	